

事業所名 : SU Myanmar 職業サポートセンター

有料職業紹介事業紹介番号 : 13-ユ-316092

払戻金制度に関する事項

当事務所は払戻金制度を設けています。詳細は下記のとおりです。

勤続年数	返還割合
入職 30 日以内	80%
90 日以内	50%
91 日以降	0%

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

紹介料のうち勤続年数に応じた上記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする（振込手数料は当事業所の負担とする。）また、求人者は求職者の退職から 30 日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から 30 日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。